合併公告

左記組合は、合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告いたします。

合併の効力発生日は平成二十六年十月一日であり、両組合の通常総代会の承認決議は平成二十六年六月十二日に終了しています。

この合併に対し異議のある契約者及び債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年六月二十日

岩手県盛岡市神明町五番五号
岩手県火災共済協同組合
（甲）代表理事　平野　祐康

岩手県盛岡市神明町五番五号
岩手県中小企業共済協同組合
（乙）代表理事　平野　祐康

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十六年十月一日であり、両組合の通常総代会の承認決議は平成二十六年六月十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある契約者及び債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年六月二十日

福島県福島市三河南町一番二〇号
福島県火災共済協同組合
（甲）代表理事　舟山　昭三

福島県福島市三河南町一番二〇号
福島県中小企業共済協同組合
（乙）代表理事　舟山　昭三

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年五月二十七日
掲載頁　五十三頁（号外第一一五号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年五月二十一日
掲載頁　八十七頁（号外第一一一号）

平成二十六年六月二十日

東京都千代田区神田須田町二丁目七番地一
神田レンガビルヂング七F
（甲）マスヤホーム株式会社
代表取締役　加藤　勝

東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎東松原二六番地一七
（乙）株式会社金桝ビークル
代表取締役　菊住　和郎

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十六年十月一日であり、甲は中小企業等協同組合法第六十三条の五第三項のただし書きに基づき総代会の承認決議を経ず、乙の総代会承認決議は平成二十六年六月十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年六月二十日

神奈川県横浜市中区北仲通三丁目三三番地の二
（甲）神奈川県火災共済協同組合
代表理事　中村　賢治

神奈川県横浜市中区北仲通三丁目三三番地の二
（乙）神奈川県中小企業共済協同組合
代表理事　中村　賢治

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年十月一日であり、両組合の通常総代会の承認決議は平成二十六年六月十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある契約者及び債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年六月二十日

岡山市北区弓之町四番一九―三〇一号
岡山県火災共済協同組合
（甲）代表理事　武田　修一

岡山市北区弓之町四番一九―三〇一号
岡山県商工共済協同組合
（乙）代表理事　武田　修一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

両社の社員総会の承認決議は、甲については平成二十六年六月十日に、乙については平成二十六年六月十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年六月二十日

山口県山陽小野田市日の出二丁目八番一五号
（甲）合同会社住宅サポート
代表社員　福田　基博

山口県山陽小野田市大字西高泊二二四一番地の三
（乙）合同会社セイエイパートナーズ
代表社員　福田　基博

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年十月一日であり、両組合の通常総代会の承認決議は平成二十六年六月十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年六月二十日

鹿児島市名山町九番一号
鹿児島県火災共済協同組合
（甲）代表理事　小正　芳史

鹿児島市名山町九番一号
鹿児島県中小企業共済協同組合
（乙）代表理事　小正　芳史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年八月一日であり、組織変更後の商号はワイルド―ａｄ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年六月二十日

茨城県水戸市見川町二丁目二〇一番八グリーンハイツ見川一〇四号
合資会社ワイルド
代表社員　吉澤　敏明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年六月二十日

群馬県高崎市田町一三二番地
合資会社クロサワ薬局
代表社員　黒沢　秀吉

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社山一屋とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年六月二十日

長野県長野市戸隠三四〇四番地の一
企業組合原山商店
代表理事　原山　雅彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百七十万円減少して一千万円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年八月一日であり、株主総会の決議は、平成二十六年五月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年六月二十日

東京都豊島区駒込三丁目五番一九号
有限会社タイケン
取締役　金　成柱

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し三百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年七月三十一日であり、株主総会の決議は、平成二十六年五月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年六月二十日

新潟県上越市南城町一丁目一番一七号
有限会社協和古美術
代表取締役　上野　誠